

第195回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | **2026年2月25日(水曜日)**
 **午前10時**(受付開始は午前9時より)

開催場所 | 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号
 **ニッケ大阪ビル 2階ホール**

※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参考ください。

株主様へのお願い

株主総会当日にご出席いただけない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面(郵送)またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとしております。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主の皆様へ

グループおよび事業のパーパスを明確にし、 『人が集まる』『人に選ばれる』企業グループを目指してまいります。



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、第195回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただきますようお願い申しあげます。

さて、国内経済は緩やかな回復基調にあるものの、人口減少や労働力不足、物価高に伴う実質賃金の減少など課題は山積しており、海外に目を向けても、米国の関税政策をはじめとした保護主義の高まりや地政学リスクの拡大、中国経済の低迷など、依然として厳しい事業環境にあります。また、資本市場からは資本効率向上を求める声が強まっています。

この様な環境下にあっても、ニッケグループでは各事業が利益改善に努力し、特に産業機材事業、人とみらい開発事業が好調であったこともあり、売上高・営業利益は5期連続の増収増益となり、営業利益以下の各利益は過去最高値を更新することができました。

続く2026年度は「RN130ビジョン」の最終フェーズである「RN130 第3次中期経営計画(2024~2026年度)」の最終年度として、売上高1,300億円、営業利益130億円の達成を目指します。

また、2027年度からは、新中長期ビジョン「CF(Create the Future) 140ビジョン」が始動します。少子高齢化が加速し人財獲得がますます困難になる中でニッケグループが成長するためには『人が集まる』『人に選ばれる』企業グループとなることが必要であり、そのために、グループ及び各事業のパーパスを明確に定め、多様性を活かしながら各事業の魅力を一段と高めていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、引き続きあたたかいご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

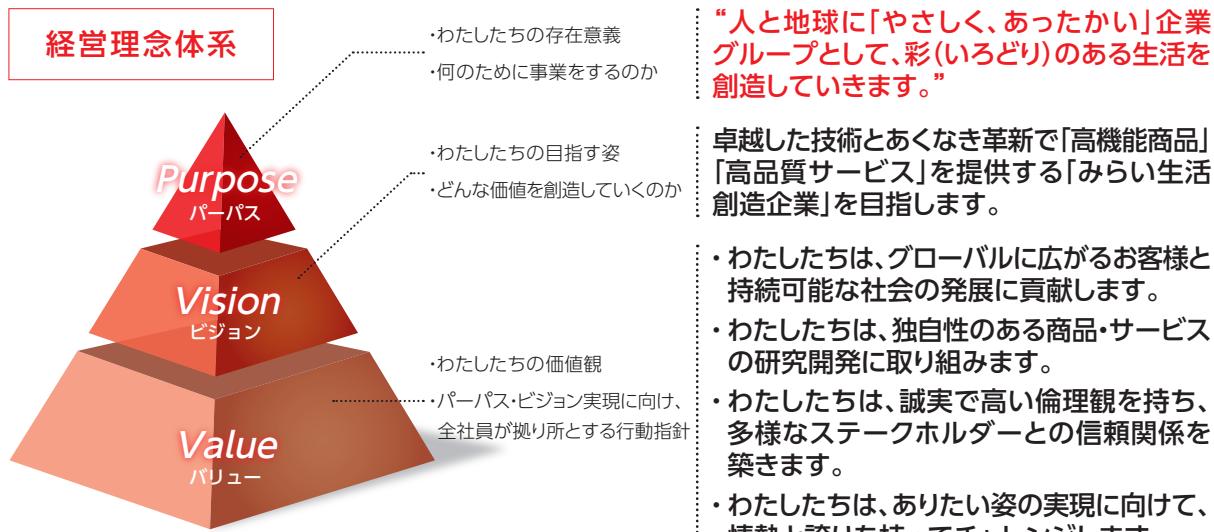
2026年2月

ニッケグループ代表
日本毛織株式会社 代表取締役社長

長岡 豊

新中長期ビジョン「CF(Create the Future)140ビジョン」

CF140ビジョンは、今後10年間のニッケグループの目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、中長期的な企業価値の向上を目指していくものです。



「彩(いろどり)」について

- 「彩」は繊維を祖業としながら新しい事業を展開し、多様な事業を営むニッケグループを表す言葉です。
- 人の一生、産業の基盤から生活用品・健康・趣味まで、あらゆる場面で「彩」のある生活を創造する企業グループを目指します。
- 「彩」には色をつける、多様性、おもしろみ・風情・華やかさなどの意味があり、各事業のイメージにも繋がります。
- 「彩」は多様な商品・サービスを提供できるニッケグループの優位性の一つです。多様性のある各事業が強くなると共に、その強みを繋ぎ合わせていきます。

「みらい生活創造企業」について

- ニッケグループの優位性である「長年の伝統に基づく卓越した技術」と「新しい事業へ展開を推し進める革新」により、みらい生活を創造する企業グループを目指します。
- 「みらい生活創造企業」が創造していくものは「高機能商品」「高品質サービス」であり、その具体的な「みらい生活創造企業」のイメージは各事業における「ありたい姿」で描いていきます。

わたしたちは、ありたい姿の実現に向けて、情熱と誇りを持ってチャレンジします。

新中長期ビジョン「CF(Create the Future)140ビジョン」

全体像

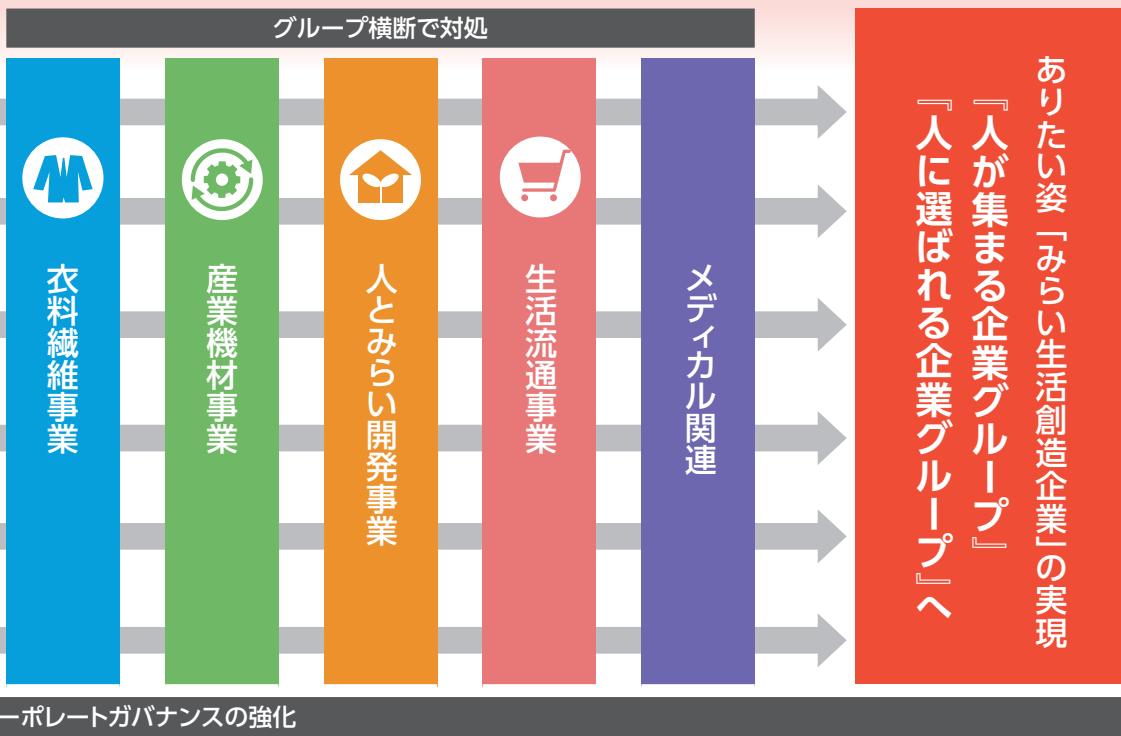
全社重要課題と対応		
人財戦略	積極的な人財採用と環境整備 みらいを担う戦略的人財育成	心理的安全性の改善、多様性、能力開発、権限移譲、組織構成最適化、キャリア形成支援、エンゲージメント向上
研究開発戦略	両利きの研究開発 ソリューション開発 イノベーション開発	既存事業の進化によるイノベーション 新規事業創出によるイノベーション
環境戦略	CO ₂ 削減への取り組み加速 資源循環型社会の実現 自然共生社会の実現	2030年CO ₂ 排出量50%削減 2050年カーボンニュートラル 循環型リサイクルの推進 TNFDへの対応(評価・開示)
海外戦略	海外人財・販路の強化 ニッケルグループブランド強化 拠点設置、現地人財採用	即戦力人財・会社の活用 会社案内やHPの見直し グループ横断での情報共有・拠点共有
物流戦略	適正在庫の明確化と維持管理 グランドデザインの策定・実現 グループ横断での情報共有	各事業での施策実行(整流化、コスト削減、サービス向上) グループ全体での横串・協働も意識
ブランド戦略	ブランディング活動は各事業が主体として行う 全社ブランディングは「人財採用」と「事業戦略の後押し」	パーカスの浸透 “人と環境”を軸とした統一感 グループ内情報発信の活性化

適正な業績評価、外に向かって戦う組織体制、

基本方針

- ① 海外事業を伸ばし、開発事業は資産価値を向上させます。
- ② 各事業を更に強くし、事業部連携を強化することでその強みを繋ぎ合わせます。
- ③ 事業を支える基盤として、事業部横串で人財投資、海外拠点、物流拠点、販売チャネル(ECなど)を強化します。
- ④ 『人が集まる企業グループ』『人に選ばれる企業グループ』へチャレンジします。

バリュー(PVV)



資本政策・株主還元

財務健全性を維持しつつ必要な資金調達を行い、成長投資と株主還元を拡大していきます。

- 資本政策については、成長投資と安定的な株主還元のバランスを志向いたします。
- 成長投資については、研究開発投資、M&A投資、設備投資、人財投資など、中長期的な企業価値の向上の観点から積極的に実行してまいります。
- 株主還元は、利益水準に応じて持続的に配当水準を引き上げていくことを基本方針とし、自己株式取得を含む総合的な株主還元を充実させてまいります。

招集ご通知

株 主 各 位

証券コード 3201
2026年2月4日
(電子提供措置の開始日 2026年2月3日)

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

日本毛織株式会社

代表取締役社長 長岡 豊

第195回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第195回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第195回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nikke.co.jp/investor/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（日本毛織）」または「証券コード（3201）」を入力・検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない株主の皆様におかれましては、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により、2026年2月24日（火曜日）午後5時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日のご来場につきましては、本株主総会開催時の感染症の流行状況や株主の皆様ご自身の体調をご勘案のうえ、慎重にご判断いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

招集ご通知

記

1 日 時 2026年2月25日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時より）

2 場 所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号 ニッケ大阪ビル 2階ホール

- 3 目的・事項 報告事項**
- 1 第195期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第195期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎会社法改正による株主総会参考資料の電子提供制度施行に伴い、書面交付請求されていない株主様には、議案のご決議の参考となる株主総会参考資料のみを招集通知に添えてご送付しております。

◎書面交付請求された株主様にご送付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部です。

«事業報告»

- I. 企業集団の現況に関する事項「10.主要な事業所」「11.従業員の状況」「12. 主要な借入先」
- II. 会社の状況に関する事項「2. 新株予約権等に関する事項」「4. 会計監査人の状況」
- III. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- IV. 株式会社の支配に関する基本方針
- V. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

«連結計算書類»連結株主資本等変動計算書、連結注記表

«計算書類»貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

«監査報告書»会計監査人の監査報告書

【感染症拡大防止に向けた当社の取り組み】

◎マスクの着用はご出席の株主様のご判断にお任せいたします。

◎受付にて検温をさせていただき、その結果37.5℃以上の発熱がある方、咳の症状など体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

◎会場では、アルコール消毒液を設置しておりますので、適宜ご利用ください。

議決権行使についてのご案内

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年2月24日（火曜日）
午後5時55分到着分まで

インターネット等で議決権行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、[次ページをご覧ください。](#)

行使期限

2026年2月24日（火曜日）
午後5時55分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ご来場の際は、議決権行使書用紙のほか、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

日 時

2026年2月25日（水曜日）
午前10時（受付開始は午前9時より）

《議決権を複数回行使された場合の取り扱い》

- ・書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

《株主総会にご出席いただく株主の皆様へのお願い》

- ・開会直前は混雑が予想されますので、お早目のご来場をお願いいたします。
- ・代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ・当日の議事進行につきましては日本語で行います。
- ・当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
- ・車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

事前質問のご案内

本総会の議案や当社経営に関するご質問をウェブサイトより受け付けております。
いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項に関して、株主総会当日にご回答させていただきます。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

<https://forms.office.com/r/en1qGnBSN2>

入力期限

2026年2月18日（水曜日）午後5時55分入力完了分まで



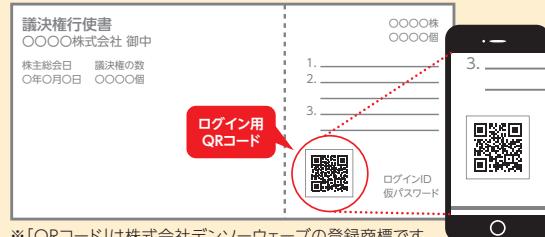
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、**議決権行使くださいますようお願い申しあげます。**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 | 議決権行使書用紙に記載の QRコードを読み取ってください。



2 | 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。



電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットで議決権を使使いただいた株主様には、議案の賛否にかかわらず、**抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）**を贈呈いたします。
応募方法はこちら ⇒ <https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>



| 機関投資家の皆様へ

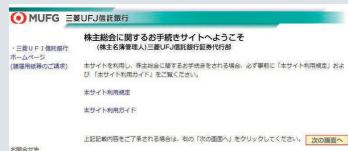
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 | 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2 | 議決権行使書用紙に記載された 「ログインID」および「仮パスワード」を入力。



3 | 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (通話料無料)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

[ご参考] 議案のポイント

第1号議案 取締役8名選任の件

以下の取締役候補者8名の選任をお願いするものです。



候補者番号 1
とみたかずや
富田 一弥
(1959年4月3日生)

再任



候補者番号 2
ながおかゆたか
長岡 豊
(1961年9月7日生)

再任



候補者番号 3
おかもとたけひろ
岡本 雄博
(1961年6月9日生)

再任



候補者番号 4
かなだよしやす
金田 至保
(1965年1月11日生)

再任



候補者番号 5
こんどうひろゆき
近藤 浩行
(1965年12月8日生)

新任



候補者番号 6
みやじませいし
宮島 青史
(1960年1月11日生)

再任

社外

独立



候補者番号 7
かとうゆきひろ
加藤 之啓
(1959年1月3日生)

再任

社外

独立



候補者番号 8
うえはらみちこ
上原 理子
(1949年12月24日生)

新任

社外

独立

第2号議案 監査役2名選任の件

以下の監査役候補者2名の選任をお願いするものです。



候補者番号 1
かわむらよしろう
川村 善朗
(1960年11月15日生)

新任



候補者番号 2
かついいえいこ
勝井 映子
(1968年11月2日生)

新任

社外

独立

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以下の補欠監査役候補者1名の選任をお願いするものです。



ありたまき
有田 真紀
(1968年7月10日生)

補欠

社外

独立

新任	新任候補者
再任	再任候補者
補欠	補欠監査役候補者
社外	社外役員候補者
独立	証券取引所の定めに基づく独立役員

[ご参考] 議案のポイント

本株主総会終結後の各役員のスキルマトリックス

第1号議案および第2号議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各役員のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

役職	氏名	各役員のスキルマトリックス								当社事業経験				
		企業経営	営業	技術研究開発	財務会計	人事労務	滋・リスクマネジメント	サステナビリティ	M&A	グローバル経験	衣料織維事業	産業機材事業	人とみらい開発事業	生活流通事業
取締役	富田一弥	●	●		●	●	●		●		●		●	●
	長岡豊	●		●		●				●	●	●	●	●
	岡本雄博		●		●	●	●	●	●			●	●	
	金田至保	●	●			●				●	●			
	近藤浩行	●		●		●				●	●	●		
	宮島青史	●	●			●								
	加藤之啓	●		●		●	●							
	上原理子					●	●							
監査役	川村善朗	●		●				●		●	●	●	●	●
	松本義子				●		●			●	●	●	●	●
	加藤純一				●									
	勝井映子					●	●							

(注) 1. 宮島青史、加藤之啓および上原理子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

また、加藤純一および勝井映子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 上記一覧表は、各人の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

3. スキル項目の内容は以下のとおりです。

企業経営	グループ会社を含めた事業会社の経営経験があり、会社経営に関する知識を有している
営業	営業・マーケティング・ブランド戦略における経験を有している
技術・研究開発	生産技術、品質管理、研究開発分野における経験を有している
財務・会計	財務・会計・資本政策・税務などの専門的知識を有している
人事・労務	人材マネジメント・労務管理・人権尊重など人的資本経営に関する知識を有している
法務・リスクマネジメント	法務・知財・リスクマネジメントなどの専門的知識を有している
サステナビリティ	サステナビリティをめぐる諸課題に関する見識、ESG活動の責任者としての経験・専門的知識を有している
M&A	M&Aやアライアンスなどの戦略策定・遂行の経験を有している
グローバル経験	海外での勤務経験、グローバルベースの事業活動の経験を有している

取締役会および監査役会の構成



第3次中長期経営計画(2024～2026年度)の進捗

数値計画

(単位:百万円)	第2次中期 経営計画		第3次中期経営計画 (2024～2026年度) ^(注1)					
	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
	実績	計画	実績	計画	業績予想 ^(注2)	実績	計画	業績予想 ^(注3)
売上高	113,497	111,000	115,438	120,000	121,700	119,377	130,000	130,000
営業利益	11,016	11,000	11,640	12,000	11,300	11,913	13,000	13,000
経常利益	11,634	11,600	12,098	12,400	12,000	12,967	13,400	13,400
親会社株主に帰属する当期純利益	7,643	7,700	8,970	7,800	8,000	9,090	8,800	9,500

(注1)2024年1月12日公表 (注2)2025年7月11日公表 (注3)2026年1月15日公表

株主還元

株主還元方針 (2025年1月10日公表)

- 減配しない(記念配当を除く)累進的な配当を基本とする。
- 第3次中期経営計画最終年度(2026年度)において配当性向35%、DOE2.5%を目標とする。
- 投資の進捗も鑑みて機動的な自己株式取得を行い、総合的な株主還元を充実させる。

配当金実績

- 年間配当：1株あたり金47円(前期比7円増配)
中間配当 17円、期末配当 30円
期末配当効力発生日 2026年2月5日(木)
配当性向 35.5%、DOE 2.5%

1株当たりの配当金の推移

- オイルショック後の1976年以降、約50年近く減配なし。
- 7期連続の増配を達成。



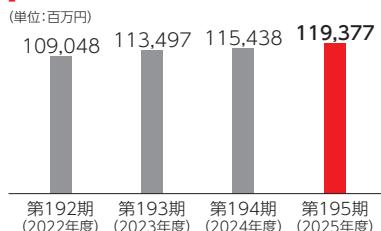
(注)当社は、会社法第459条の規定に基づき、剩余金の配当を株主総会の決議に加えて、取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めており、2024年11月期の期末配当から決議機関を取締役会とすることといたしました。

財務ハイライト

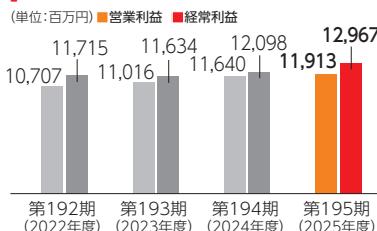
経営成績

各事業が利益改善に努力し、特に産業機材事業、人とみらい開発事業が好調であったこともあり、売上高・営業利益は5期連続の増収増益となり、営業利益以下の各利益は過去最高値を更新することができました。

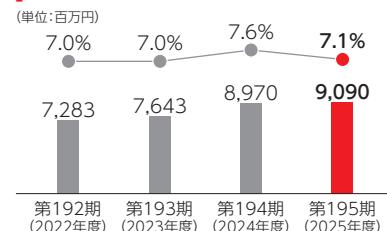
売上高



営業利益・経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益・ROE



TOPICS

産業機材事業

01 カコテクノグループの株式取得

成長事業への積極的な投資の実施

産業機材事業では、自動車他関連分野の収益拡大を掲げ、成長市場に向けて積極的な投資を進めており、株式会社カコテクノス及びサンテック株式会社をグループ化しました。

同社は、創業90年の制御機器装置メーカーで、主に鉄道車両用のブレーキ装置を手掛けており、国内の90%の鉄道会社で採用され、国内シェアは約50%を占めます。

FA（ファクトリー・オートメーション）等を手掛ける株式会社ニッケ 機械製作所と、人的交流及び製造技術・ノウハウの共有等のシナジーが期待され、今後は産業機材分野の収益力強化と更なる事業領域の拡大を目指します。



TOPICS

人とみらい開発事業

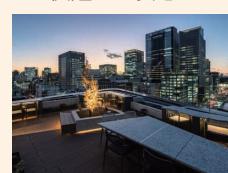
02 八重洲通フィルテラス竣工

不動産の再開発を着実に実行し 収益性をさらに強化

旧ニッケ東京ビル跡地（東京都中央区八丁堀1丁目）において建設を進めていた「八重洲通フィルテラス」が、2025年1月31日に竣工しました。

脱炭素社会の実現に向け、当社開発物件では初となるZEB Ready認証とCASBEE“Sランク”認証を取得し、標準的な建物と比べ年間エネルギー消費量を50%以上削減しています。

人とみらい開発事業は、今後も環境に配慮し、ワーカーが快適かつ安心して働けるオフィス空間を提供するとともに、事業の収益性をさらに強化してまいります。



議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様に毎年ごとに取締役の信任をお諮りするため定款により任期を1年としています。また、取締役会の少人数化のため、定款により取締役の員数を8名以内としています。つきましては、本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いします。

なお、本議案が原案どおり可決されると、当社取締役における社外取締役の割合は3分の1以上となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社グループにおける地位・担当等	候補者属性
1	とみた 富田 一弥	取締役 取締役会議長 アドバイザリーボード委員（座長）	再任
2	ながおか 長岡 豊	代表取締役社長 社長執行役員 アドバイザリーボード委員	再任
3	おかもと 岡本 雄博	取締役常務執行役員 経営戦略センター長	再任
4	かねだ 金田 至保	取締役常務執行役員 衣料繊維事業本部長	再任
5	こんどう 近藤 浩行	常務執行役員 産業機材事業本部長	新任
6	みやじま 宮島 青史	社外取締役 アドバイザリーボード委員	再任 社外 独立
7	かとう 加藤 之啓	社外取締役 アドバイザリーボード委員	再任 社外 独立
8	うえはら 上原 理子	社外監査役	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

株主総会参考書類

候補者番号

1



とみた
富田 一弥

(1959年4月3日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

- 1984年4月 当社入社
2007年2月 当社コミュニケーションサービス事業グループ長
2008年12月 当社コミュニケーションサービス事業部長
2009年2月 当社執行役員コミュニケーションサービス事業部長
2011年12月 当社執行役員コミュニケーションサービス事業部長
兼管理部長兼通信・新規サービス部長
2012年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長
兼コミュニケーション事業本部長
兼管理部長兼通信・新規サービス部長
2013年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長
兼コミュニケーション事業本部長
兼管理部長兼通信・新規サービス部長
2014年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略センター長
2016年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2022年2月 当社取締役会長 取締役会議長
2025年2月 当社取締役 取締役会議長 (現任)

所有する当社の株式数 106,557株

在任年数 13年

取締役会出席状況 12/12回

取締役候補者とした理由

富田一弥氏は、取締役会議長として独立的な立場から、実効性のある議事運営に努めてきました。また、当社の前社長として長年にわたり経営全般に携わり、中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」を策定し推進するなど、豊富な経験を有しています。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



ながおか
長岡

(1961年9月7日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

- 1984年4月 当社入社
2008年12月 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長
2010年12月 当社衣料繊維事業本部印南工場長
2012年2月 当社衣料繊維本部付部長（海外事業特命担当）
2014年2月 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長
2015年9月 株式会社ニッケ機械製作所代表取締役社長
2018年2月 当社執行役員
株式会社ニッケ機械製作所代表取締役社長
2020年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長
2021年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長
兼開発事業部長
2022年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

所有する当社の株式数 68,290株

在任年数 6年

取締役会出席状況 12/12回

取締役候補者とした理由

長岡氏は、代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってきました。また、「ニッケグループRN 130ビジョン」の実現に向けての最終フェーズとなる「RN 130第3次中期経営計画」を推進し、5期連続の増収と営業利益増益を達成、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益については過去最高益を更新いたしました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



おか もと
岡本 雄博

(1961年6月9日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

- 2005年 8月 当社入社
- 2008年12月 当社経営戦略センター財経室長
- 2013年 3月 当社産業機材事業本部管理部長
- 2014年12月 当社経営戦略センター経営企画室長
- 2016年 2月 当社執行役員経営戦略センター経営企画室長
- 2019年 2月 当社常務執行役員経営戦略センター長
- 2021年 6月 川西倉庫株式会社社外取締役
- 2022年 2月 当社取締役常務執行役員経営戦略センター長（現任）

所有する当社の株式数 45,558株

在任年数 4年

取締役会出席状況 12/12回

取締役候補者とした理由

岡本雄博氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として経営戦略センター長を担当し、経営戦略の策定と推進、コーポレート・ガバナンスの構築、グループ全体の財務・人事・IRやM&A戦略、メディアカル関連事業を推進しました。また、「ステナビリティ委員会」委員長として、当社グループの持続的な成長と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



かね だ
金田 至保

(1965年1月11日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

- 1987年 4月 当社入社
- 2010年 2月 当社衣料繊維事業本部販売第1部長
- 2014年 4月 当社衣料繊維事業本部ユニフォーム事業部長兼スクールユニフォーム部長
- 2015年 2月 株式会社ナカヒコ代表取締役社長
- 2018年 4月 当社衣料繊維事業本部ユニフォーム事業部グローバル事業特命担当部長兼日毛（上海）管理有限公司出向
- 2019年 1月 当社衣料繊維事業本部ユニフォーム事業部グローバル事業特命担当部長
- 兼青島日毛織物有限公司上海分公司總經理
- 2019年 2月 当社執行役員衣料繊維事業本部販売統括部長兼青島日毛織物有限公司上海分公司總經理
- 2021年12月 当社執行役員衣料繊維事業本部販売統括部長兼ユニフォーム部長
- 2022年 2月 当社常務執行役員衣料繊維事業本部長兼販売統括部長兼ユニフォーム部長
- 2024年10月 当社常務執行役員衣料繊維事業本部長兼販売統括部長兼ユニフォーム部長兼販売促進部長
- 2025年 2月 当社取締役常務執行役員衣料繊維事業本部長（現任）

所有する当社の株式数 36,224株

在任年数 1年

取締役会出席状況 9/10回

取締役候補者とした理由

金田至保氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として衣料繊維事業本部長を担当し、国内事業の収益最大化と海外事業の成長最大化に取り組むとともに、サーキュラーエコノミーシステム「WAONAS」の推進など、将来への布石も打ってまいりました。また、「企業ブランド戦略委員会」委員長として、企業ブランド戦略の具現化を進めてまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

5



こんどう
近藤
ひろゆき
浩行

(1965年12月8日生)

新任

略歴、当社における地位および担当

- 1989年 4月 当社入社
2015年 2月 当社衣料繊維事業本部製造統括部印南工場長
2019年 2月 当社衣料繊維事業本部製造統括部長
2019年 4月 当社衣料繊維事業本部製造統括部長兼岐阜工場長
2020年 2月 当社衣料繊維事業本部製造統括部長
2022年 2月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長
2023年 2月 当社執行役員
アンピック株式会社(現 株式会社エファンドエイノンウーブンズ)代表取締役社長
2025年 2月 当社常務執行役員産業機材事業本部長
兼株式会社エファンドエイノンウーブンズ代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社エファンドエイノンウーブンズ代表取締役社長

候補者番号

6



みやじま
宮島
せいし
青史

(1960年1月11日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位および担当

- 1983年 4月 野村不動産株式会社入社
2001年 6月 同社法人営業部長
2006年 6月 同社取締役 法人カンパニー副カンパニー長
2009年 4月 同社取締役常務執行役員 法人カンパニー長
2012年 4月 同社代表取締役専務執行役員 法人カンパニー長
2012年 5月 野村不動産ホールディングス株式会社執行役員仲介C R E 部門長
2013年 4月 野村不動産アーバンネット株式会社代表取締役社長社長執行役員
2016年 4月 同社取締役会長
2018年 6月 新日本建設株式会社取締役 副社長執行役員
2022年 2月 当社社外取締役 (現任)
2023年 4月 株式会社LogProstyle社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社LogProstyle社外取締役

所有する当社の株式数 19,929株

取締役候補者とした理由

近藤浩行氏は、常務執行役員として産業機材事業本部長を担当し、成長産業である自動車関連や環境関連への注力と海外事業の拡大に取り組み、M&Aやシナジー効果創出による不織布事業とFA事業の拡大を推し進めました。また「グループ人財戦略委員会」委員長として、グループ全体の人財マネジメントに寄与する人事戦略や施策を進めるとともに、中長期ビジョン「C F (Create the Future) 140ビジョン」委員長を担い、次の10年に向けた方向性を策定しました。これら実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮島青史氏は、他の会社の経営経験があり、不動産関連業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮詢に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいている。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

7



かとう
加藤 ゆきひろ
之啓

(1959年1月3日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位および担当

- 1984年 4月 日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社
2005年 1月 同社 IC技術2部長
2010年 6月 同社 常務役員
2017年 4月 同社 専務役員
2019年 6月 株式会社デンソーテン代表取締役社長
2023年 5月 株式会社ゆき屋ConCon代表取締役社長（現任）
2023年 8月 日本プロセス株式会社社外取締役（現任）
2024年 2月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

日本プロセス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

加藤之啓氏は、他の会社の経営経験があり、自動車関連業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいている。これららの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8



うえ はら
上原 みちこ
理子

(1949年12月24日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

新任
(社外監査役:9年)

取締役会出席状況

※ 11/12回

監査役会出席状況

※ 12/12回

※社外監査役としての出席状況

略歴、当社における地位および担当

- 1976年 4月 神戸地方裁判所判事補
1979年 4月 神戸地方裁判所尼崎支部判事補
1982年 4月 大阪地方裁判所判事補
1986年 4月 福岡地方裁判所判事
1989年 5月 弁護士登録、三宅合同法律事務所入所
1992年 3月 上原合同法律事務所開設（現任）
2015年 2月 当社補欠監査役
2016年 6月 住友電気工業株式会社社外監査役（現任）
2017年 2月 当社社外監査役（現任）
2022年 6月 積水化成品工業株式会社社外取締役

重要な兼職の状況

弁護士（上原合同法律事務所）

住友電気工業株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上原理子氏は、社外監査役として企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場からの確な監査を行っていました。過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に精通した弁護士としての経験に基づき、独立的な立場から当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の決定に対する客観性を高めるため、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設けており、当社取締役会は「アドバイザリーボード」での審議結果に基づき、候補者を決定しています。
2. 宮島青史、加藤之啓および上原理子の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者です。
なお、宮島青史および加藤之啓の両氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、上原理子氏についても株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定です。
3. 責任限定契約の締結について
当社は、社外取締役候補者 宮島青史および加藤之啓の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、下記概要のとおり責任限定契約を締結しています。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、上原理子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社の独立社外役員に対する考え方

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、経営の監督、利益相反の監督を果たし、ステークホルダーの意見を取り締役会に反映する。独立社外監査役は、その独立性の立場を踏まえた監査を行い、適切に意見を述べる。

- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を隨時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・独立社外役員については、金融商品取引法が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。
 - ア) 当社の大株主またはその業務執行者ではないこと
大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。
 - イ) ニッケグループの主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引先グループの連結売上高の2%を超える者とする。
 - ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円またはその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の金額とし、かつその者の役員報酬額を超えない額とする。

また、アドバイザリーボードは代表取締役からの諮問を受け、その独立性を検証するものとする。

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」より抜粋

第2号議案

監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 藤原浩司氏および上原理子氏が辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1



かわ むら
川村 善朗

(1960年11月15日生)

新任

略歴、当社における地位

- 1983年4月 当社入社
2005年12月 江陰日毛紡績有限公司総經理
兼江陰日毛印染有限公司総經理
2008年12月 当社研究開発センター第2研究開発室長
2010年5月 当社エンジニアリング事業部専門部長
2013年2月 株式会社ニッケ機械製作所代表取締役社長
2015年9月 当社衣料繊維事業本部製造統括部長
2016年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長
2017年6月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長
兼ファブリック事業部長
2019年2月 当社取締役常務執行役員衣料繊維事業本部長
2022年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長
2025年4月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長
兼不動産開発事業統括部長（現任）

所有する当社の株式数 49,958株

在任年数 新任
(取締役: 7年)

取締役会出席状況 ※ 12/12回

※ 取締役としての出席状況

監査役候補者とした理由

川村善朗氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として人とみらい開発事業本部長を担当し、「八重洲通フィルテラス（旧ニッケ東京ビル跡地）」の竣工や遊休地等の再開発など資産効率の向上を推し進めました。また、当社グループ各事業や生産・研究開発分野を幅広く経験し、当社グループの事業に関して相当程度の知見を有するとともに、グループ会社経営の実績もあり、企業の健全性を確保するために監査を行うことについて適切な人材と判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



かつ い えい こ 勝井 映子

(1968年11月2日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

略歴

1995年4月 弁護士登録、中川法律事務所入所（現任）
1995年4月 大阪弁護士会 子どもの権利委員会 委員（現任）
2005年4月 大阪弁護士会 法教育委員会 委員（現任）
2012年6月 日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会
委員（現任）
2014年4月 大阪府教育委員会 スクールロイヤー（現任）
2018年6月 日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会
副委員長（現任）
2024年2月 当社補欠監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

勝井映子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に精通した弁護士としての経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をいただくことを期待したため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

弁護士（中川法律事務所）

- （注）1. 川村善朗氏は藤原浩司氏の補欠として、勝井映子氏は上原理子氏の補欠として選任をお願いするものです。従いまして、任期は当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとします。
2. 勝井映子氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者です。
3. 勝井映子氏が選任され、社外監査役として就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として指定する予定です。
4. 勝井映子氏が選任され、社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要是次のとおりです。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者が選任され、監査役として就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定期株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。



ありた まさき
有田 真紀

(1968年7月10日生)

補欠

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

略歴

1996年6月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1999年4月 公認会計士登録
2003年7月 公認会計士有田事務所開設所長（現任）
2010年2月 税理士登録
2014年11月 日本P Cサービス株式会社社外取締役（現任）
2015年5月 株式会社ダイケン社外取締役（現任）
2017年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

有田真紀氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、財務・会計・税務に精通した公認会計士としての経験を活かして、独立的な立場からの確な監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

公認会計士（公認会計士有田事務所）
日本P Cサービス株式会社社外取締役
株式会社ダイケン社外取締役
株式会社栗本鐵工所社外監査役

- （注）1. 有田真紀氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者です。
2. 法令に定める監査役の員数を欠き、有田真紀氏が社外監査役として就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として指定する予定です。
3. 法令に定める監査役の員数を欠き、有田真紀氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要是次のとおりです。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。法令に定める監査役の員数を欠き、有田真紀氏が社外監査役として就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

ニッケグループは、中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン（2017～2026年度）」（以下「RN130ビジョン」という）において、各事業が魅力的な事業を創造し、今後の更なる企業価値向上に向けて、永続的な成長と発展を目指すことを掲げております。

当連結会計年度は、「RN130 ビジョン」の最終フェーズとなる「RN130 第3次中期経営計画（2024～2026年度）」の中間点であり、ビジョン達成に向けた大切な一年でした。国内外においては、政治・経済環境の不確実性が増す中で、外部環境の変化にしなやかに対応し、各種施策を着実に実行してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高119,377百万円（前期比3.4%増）、営業利益11,913百万円（前期比2.3%増）、経常利益12,967百万円（前期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9,090百万円（前期比1.3%増）となりました。

産業機材事業で当期から株式会社カンキヨーテクノ（以下「カンキヨーテクノ」）と呉羽テック株式会社（以下「呉羽テック」）が通期で連結業績に寄与したこと、生活流通事業が好調だったこと等により売上高、営業利益は5期連続で增收増益、営業利益以下の各利益は過去最高値を更新しました。

売上高	1,193億 77 百万円 前期比 3.4%増	営業利益	119億 13 百万円 前期比 2.3%増
経常利益	129億 67 百万円 前期比 7.2%増	親会社株主に 帰属する 当期純利益	90億 90 百万円 前期比 1.3%増

事業セグメントの概況は次のとおりです。

なお、各事業セグメントの売上高構成比は、全体の売上高からその他・調整部門売上高4,038百万円を除いた売上高をベースに算出しています。

衣料繊維事業



主要な商品または事業内容

ユニフォーム素材、一般衣料用素材、
売糸、衣料商品、防炎・防刃素材



衣料繊維事業の当連結会計年度の経営成績は、売上高30,282百万円（前期比4.0%減）、営業利益は2,645百万円（前期比23.5%減）となりました。

ユニフォーム分野

学校制服用素材は、流通在庫过多の影響を受け低調でした。官公庁制服用素材は、消防向けが好調で、全体では堅調でした。一般企業制服用素材は、前期並みでした。

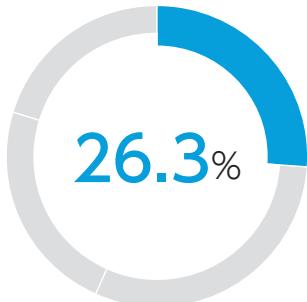
テキスタイル分野

一般衣料用素材は、国内では、スーツ生地等の販売が不調でした。海外では、中国市況悪化の影響を受けましたが、欧米向けの販売が伸長し好調でした。

ヤーン分野

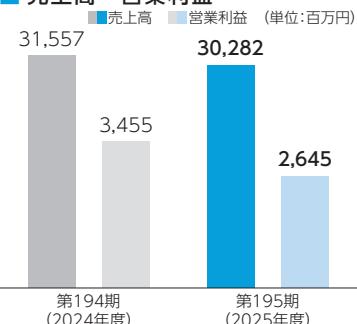
ニット関連の編地・製品の販売は好調でしたが、糸販売の不調の影響が大きく、全体では不調でした。

■ 売上高構成比



26.3%

■ 売上高・営業利益

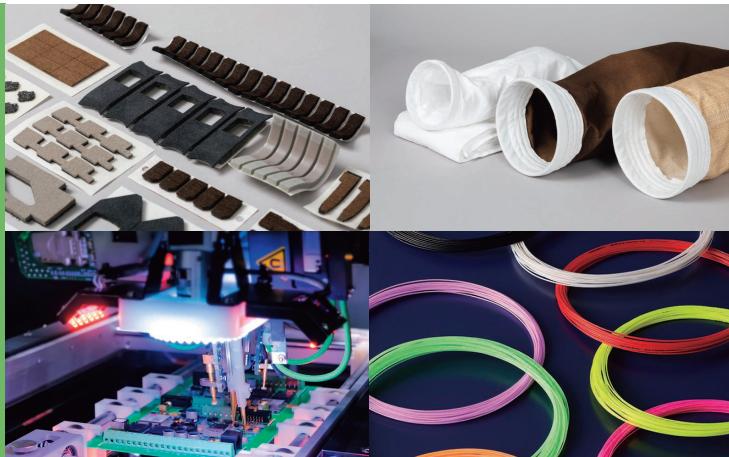


産業機材事業



主要な商品または事業内容

F A設備、半導体関連装置、エネルギー関連設備、不織布、フェルト、カーペット、スポーツ用品、フィッティング用品、その他産業用資材、その他生活用資材



産業機材事業の当連結会計年度の経営成績は、売上高35,177百万円（前期比14.1%増）、営業利益2,875百万円（前期比45.8%増）となりました。

自動車関連分野

車両向けの不織布等は、2024年8月にグループに加わった吳羽テックの売上が貢献し増収となりました。車載電装品他製造ラインのファクトリーオートメーション設備は、顧客の設備投資抑制から受注が減少傾向にあり売上は不調でしたが、高利益率の案件が多かったため増益となりました。

環境関連分野

フィルター資材等の環境・エネルギー関連資材は、2024年4月にグループに加わったカンキヨーテクノの売上が貢献し増収となりました。

その他産業関連分野

半導体関連装置や画像検査装置は、顧客の設備投資抑制から受注が減少傾向にあり不調でした。OA向け資材・その他工業用資材は、引き続き堅調でした。

生活関連分野

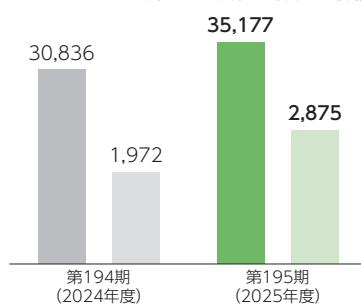
ラケットスポーツ関連は、バドミントンガットの市況回復に加え新商品も好評であることから好調でした。フィッティング関連は、前期並みでした。楽器用フェルトは、中国市況低迷の影響を受け不調だった前期との比較では増収となりました。衛生材料用不織布は、前期よりグループに加わった吳羽テックが売上に貢献しました。

■ 売上高構成比



■ 売上高・営業利益

■ 売上高 ■ 営業利益 (単位:百万円)



人とみらい開発事業



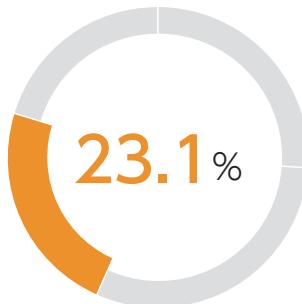
主要な商品または事業内容

商業施設運営・運営受託、不動産事業、建設事業、ソーラー充電事業、保育事業、介護事業、スポーツ施設運営、携帯電話販売



人とみらい開発事業の当連結会計年度の経営成績は、売上高26,679百万円（前期比0.7%増）、営業利益6,772百万円（前期比2.9%減）となりました。

■ 売上高構成比



商業施設運営分野

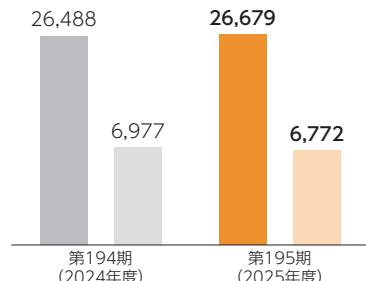
商業施設運営は、一部テナントとの契約形態変更に伴い減収となりましたが、イベント企画などによる来場者誘致や新規店舗開店の効果等から顧客単価が改善し増益となりました。自社所有外の商業施設におけるプロパティマネジメントおよびコンサルティング業務は前期並みでした。

不動産開発分野

不動産賃貸事業は、高い入居率を維持し安定した収益を確保していますが、八重洲通フィルテラス（旧ニッケ東京ビル跡地再開発）の竣工（2025年1月）に伴う経費等が先行した影響や、販売用不動産の売却があった前期との比較においては減益となりました。ソーラー事業は、天候が良好だったことから好調でした。建設関連は、建築資材及び人件費の高騰などの影響があったものの、計画通りに工事が完工し堅調でした。

■ 売上高・営業利益

■ 売上高 ■ 営業利益 (単位:百万円)



ライフサポート分野

保育関連は、一部施設の閉鎖等により低調でした。介護関連は、既存施設の利用者数や入所者数が回復し堅調でした。スポーツ関連は、ゴルフは来場者数が減少したものの、テニスは首都圏エリアでスクール収入が伸び前期並みでした。

通信および新規サービス分野

通信・新規サービス分野は、堅調でした。

生活流通事業



主要な商品または事業内容

寝装・寝具、家具・インテリア、家電、馬具・乗馬用品、文具、スタンプ用インク、100円ショップ向け商品、各種フィルム製品、保険代理店、トランクルームコンテナ、イージーオーダースーツなど



生活流通事業の当連結会計年度の経営成績は、売上高23,199百万円（前期比3.0%増）、営業利益1,051百万円（前期比24.1%増）となりました。特にトランクルーム用のコンテナ販売が好調でした。

寝装品および業務用品分野

寝装品は、EC販売が不調でした。業務用品は、災害用毛布や航空機内膝掛け毛布等の販売が増加し好調でした。

生活雑貨分野

100円ショップ向け等の雑貨販売は、新商品の投入が遅れ低調でした。家具類販売は、前期並みでした。生活家電は、夏物商品とEC販売の増加により堅調でした。フィルム関連は、ゲーム機用保護フィルムの販売が増加し、好調でした。

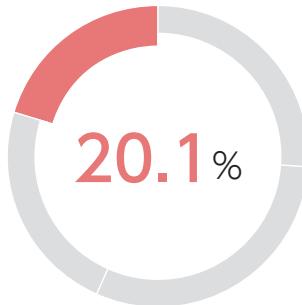
ホビー・クラフト分野

スタンプ販売は、新商品のオリジナルスタンプ等が貢献し好調でした。スタンプ用インク販売は、海外向けが減少し不調でした。乗馬用品販売は、前期を上回りました。

その他

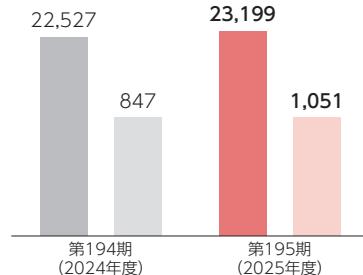
保険代理店の経営成績は、堅調でした。コンテナ販売は、受注が増加し好調でした。

■ 売上高構成比



■ 売上高・営業利益

■売上高 ■営業利益 (単位:百万円)



2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、品質向上や省エネ・省力化による生産性向上を目的とした生産設備の導入・更新、バリューチェーンのデジタル化投資を実施しました。

産業機材事業では、不織布の海外生産設備増強やバドミントンガットの生産能力向上投資、古着反毛設備の導入などを実施しました。

人とみらい開発事業では、「八重洲通フィルテラス」(旧ニッケ東京ビル跡地) および「S E A V E 堀川」(堀川社宅跡地) の竣工や、商業施設におけるインフラ設備の更新などを実施しました。

生活流通事業では、事業用設備の導入や更新などを実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄いました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

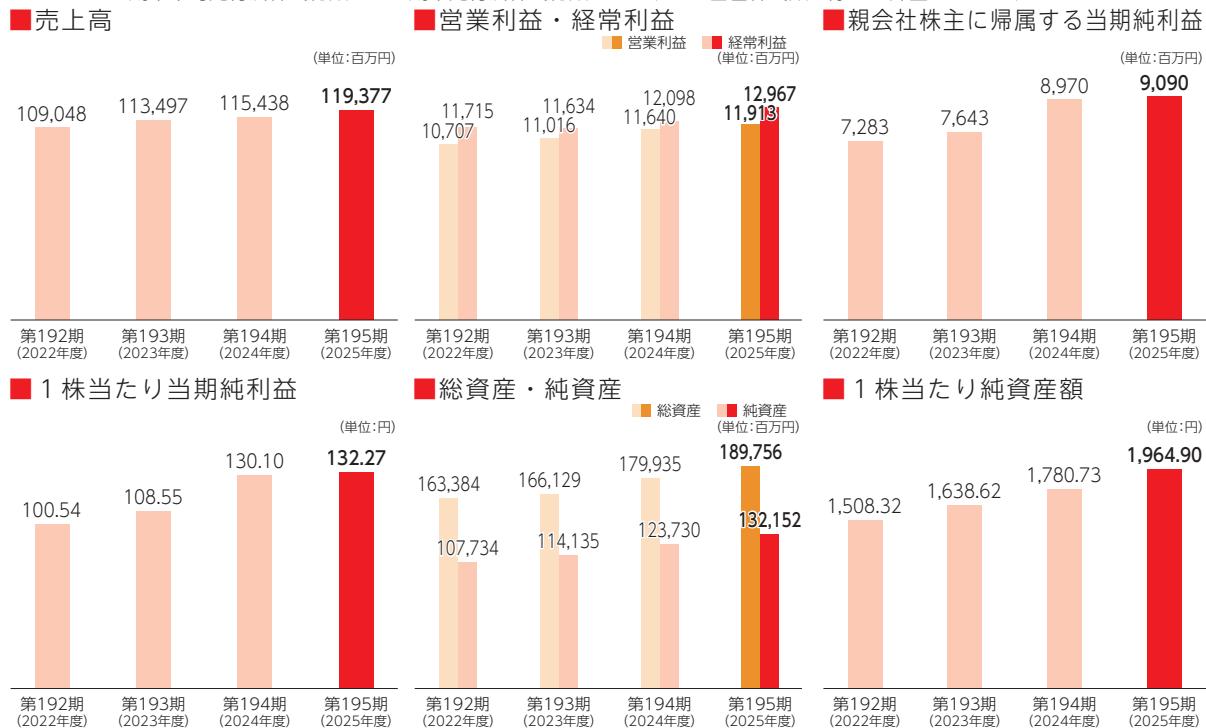
重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区分	第192期 (2022年度)	第193期 (2023年度)	第194期 (2024年度)	第195期 (2025年度:当連結会計年度)
売上高	(百万円)	109,048	113,497	115,438
営業利益	(百万円)	10,707	11,016	11,640
経常利益	(百万円)	11,715	11,634	12,098
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,283	7,643	8,970
1株当たり当期純利益	(円)	100.54	108.55	130.10
総資産	(百万円)	163,384	166,129	179,935
純資産	(百万円)	107,734	114,135	123,730
1株当たり純資産額	(円)	1,508.32	1,638.62	1,780.73
				1,964.90

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しています。

なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。



8. 対処すべき課題

(1) RN130ビジョン第3次中期経営計画（2024～2026年度）の進捗

(単位：百万円)	第2次中期 経営計画		第3次中期経営計画（2024～2026年度）※1						
	2023年度		2024年度		2025年度			2026年度	
	実績	中期計画	実績	中期計画	業績予想 ※2	実績	中期計画	業績予想 ※3	
売上高	113,497	111,000	115,438	120,000	121,700	119,377	130,000	130,000	
営業利益	11,016	11,000	11,640	12,000	11,300	11,913	13,000	13,000	
経常利益	11,634	11,600	12,098	12,400	12,000	12,967	13,400	13,400	
親会社株主に帰属する当期純利益	7,643	7,700	8,970	7,800	8,000	9,090	8,800	9,500	

※1 2024年1月12日公表

※2 2025年7月11日公表

※3 2026年1月15日公表

(a) 2025年度実績

RN130ビジョンの最終フェーズである第3次中期経営計画（2024～2026年度）では、グループビジョンに掲げる「みらい生活創造企業」の具現化に向け、着実に「前年よりも成長」することを目指しております。これにより、過去最高の売上高・各利益の更新を目標とし、その2年目である2025年度においても各種施策を実行してまいりました。

その結果、衣料繊維事業におけるユニフォーム分野での販売減はあったものの、産業機材事業では新規M&A会社が業績に寄与すると共に、不織布・FA設備・ラケットスポーツは好調に推移しました。人とみらい開発事業の商業施設運営分野や建設分野、生活流通事業のライフスタイル分野なども好調に推移し、売上高・営業利益は5期連続の增收増益を達成、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益を更新しました。

経営環境が厳しく変化するなか、事業ごとに好不調の波はありますが、4事業が相互補完することにより営業利益は継続して110億円台を超える、グループの収益力はより強靭さを増しております。衣料繊維事業では、ユニフォーム事業における流通在庫過多に伴う販売減により減収となりました。売上高の減少、それに伴う生産効率の低下、物流費の上昇等の影響も受けました。産業機材事業では、不織布事業強化に向けて前年度グループ化した吳羽テックおよびカンキヨーテクノの業績が寄与しました。また、自動車・半導体向けを中心にFA設備の受注が好調に推移すると共に、機材事業の強化に向けて株式会社カコテクノス（以下「カコテクノス」）のグループ化を推進しました。更に、バドミントンガットの販売も好調に推移しました。人とみらい開発事業では、八重洲通フィルテラスを竣工するなど保有不動産の再開発による付加価値向上を推進しました。生活流通事業では、災害用毛布やコンテナ、家電などの販売が好調に推移しました。メディカル分野では、主力商品の販売拡大と自社開発品の市場投入を進め、営業利益増につなげました。

(b) 基本戦略の進捗

(i) 成長事業や新規事業、合理化への資源の重点配分および海外ビジネスの拡大

<衣料繊維事業>

- ・成長ドライバーの育成については、海外でのファッショングループ向けテキスタイル販売の拡大を目指し、欧洲や中国での展示会出展などプロモーション強化による認知度向上に努めています。また、当社独自開発糸を用いたニット製品の販売については、アウトドア市場での拡販を実現するため、有力ブランドとの取り組みを強化しています。
- ・合理化への資源配分については、省エネ・省人化を目指した製造設備への投資、並びにバリューチェーンの生産性向上を目指したデジタル化に取り組んでいます。

<産業機材事業>

- ・成長ドライバーの育成については、自動車・環境関連市場向けの不織布事業をユニフォーム事業、不動産開発事業に続くニッケグループ第三の柱として育てるべく、前年度にグループ化した吳羽テックとカンキヨーテクノの収益性向上に努めると共に、北米や東南アジアの海外販売拠点の活用も推進しました。また、更なる柱の創出を目指し、カコテクノスをグループ化することで、FA設備・機材分野強化への布石を打ちました。
- ・新規事業であるリサイクルビジネスについては、回収した古着からジッパーやボタンなどの異物を自動除去する新規設備が稼働し始めたことに加え、古着を反毛して再生した繊維を活用した新商材の開発にも継続して注力しました。

<人とみらい開発事業>

- ・商業施設運営分野については、地域に根差した運営で業績は好調に推移しており、特にニッケコルトンプラザにおいては、キーテナントとして新規テナントがオープンし、顧客満足度と収益性の向上に寄与しております。
- ・不動産開発分野においては、八重洲通フィルテラス（旧ニッケ東京ビル跡地）や一宮遊休地・夙川社宅跡地の再開発、並びに神戸本店ビルの改修が完了し、次年度からの収益貢献への布石を打ちました。また、旧フジコー伊丹工場・加古川社宅跡地の再開発プランの検討など、保有不動産の資産価値向上への取り組みも推進しました。八重洲通フィルテラスにおいては、ZEB Ready・ZEH認証を取得しており、省エネ・再エネなど環境に配慮した施設作りも進めています。

<生活流通事業>

- ・競争が激化するEコマース分野は、家具・寝装品・アイデア家電などの分野を中心に独自商品による差別化を図るべく、企画力やマーケティングの強化・品質向上に向け、BtoCで得た知見をBtoBで拡大させるSPA事業体のバリューチェーン構築を推進しました。
- ・また、EC事業に適した物流基盤の構築についても、引き続き検討を進めています。

<メディカル分野>

- ・前年度に市場へ投入した生体吸収性シート「Pawdre®」、腹腔鏡手術用マルチポート「Dome Port™」、超音波検査サポート器具「COMPASS guide」など新規商材の拡販に注力しました。
- ・また、今後の市場拡大が予想される再生医療分野においては、細胞培養用ゼラチン繊維基材「Genocel®」を活用した産学連携での臨床研究や、市場ニーズの確認を推進しております。

(ii) 資本効率の改善

- ・不採算事業や低収益不動産の見直しによる事業ポートフォリオの最適化を継続して実施しております。
- ・新規投資案件については、ROIを指標とした投資判断を継続しております。（目標8%、最低5%以上）

(iii) 事業部内・事業部間におけるシナジー効果の創出

- ・衣料繊維事業においては、海外テキスタイル拡販に向けた展示会の共同出展や新規商材の共同開発などのグループ会社間連携の強化、並びに生産工程の省人化に向けた設備投資、およびバリューチェーンのデジタル化を推進しております。
- ・産業機材事業においては、不織布事業を担う株式会社エフアンドエイノンウェブンズ、呉羽テック、カンキヨーテクノの連携を強化し、海外拠点の相互活用や新規商材の共同開発を進めております。
- ・資源循環システムにおいては、衣料繊維事業と産業機材事業が協働し、衣料品や副産品の回収、異物の除去、反毛、新規商材開発などのスキーム構築を進めております。

(2) 2026年度の施策について

2026年度は、RN130ビジョンの最終フェーズ「第3次中期経営計画」における最終年度であり、ビジョン達成に向けた総仕上げの一年となります。一方で国内外の経済環境は先行き不透明な状況が続いており、今後も更に厳しさが増すことが想定されます。この様な環境変化にしなやかに対応することで、過去最高の売上高・各利益を更新すると共に、RN130ビジョン実現に向けた各施策を実行してまいります。

グループ全体の重点方針は以下のとおりです。

- ・第3次中期経営計画各施策の効果発現と経営計画の達成
- ・次中長期ビジョン（CF140）に向けた戦略策定
- ・3つの投資の推進（商品開発や合理化・省エネ設備への投資、顧客拡大投資、人財投資）
- ・海外事業の拡大、新規事業へのチャレンジ
- ・人的資本の拡充（チャレンジする人財の育成、多様な能力の活用など）
- ・資本効率を意識した経営への取り組み（構造改革の推進、不採算物件の再開発、適正在庫の保持、ROIC・ROEの向上）
- ・サステナブル経営（社会とニッケルグループの持続的な成長）への取り組み（SDGs、健康経営、労働災害ゼロへの取組み、CO₂削減活動など）
- ・信頼される企業グループづくり

これらを踏まえた、各事業で取り組む施策は以下のとおりです。

<衣料繊維事業>

- ・海外市場での拡販に向けた、現地販売機能の強化および「ニッケ」ブランドの浸透と価値向上。最終製品を意識した販売モデルへの転換とプロモーション強化。
- ・垂直・水平連携を意識したサプライチェーンの構築と整流化。グループ会社間の連携強化による商流の見直し・新素材開発。
- ・糸・生地・縫製品など様々な段階での商品提供機能の実現。バリューチェーンのデジタル化による生産管理の一元化、生産・販売の最適化、並びに適正在庫の実現。
- ・「服から服へ」と循環させるサーキュラーエコノミーの仕組み（WAONAS™）構築による販売拡大。

<産業機材事業>

- ・不織布事業の収益性向上。グループ会社間の連携強化によるシナジーの追求。
- ・FA・機材事業の販売規模拡大。
- ・海外拠点の設備投資および北米を中心とした海外販売の拡大。
- ・付加価値商品開発による新規リサイクルビジネス（古着反毛）の軌道化。

<人とみらい開発事業>

- ・ショッピングセンターでの新店導入による魅力アップ。
- ・大型開発案件のスピードアップと収益化（伊丹土地・市川コルトンプラザ南側など）。低収益不動産の再開発による資産価値の向上。
- ・ライフサポート分野（スポーツ・介護・保育）での、サービス品質の向上、低収益事業所の見直し、人財確保と育成による安定化、並びに業務DX化による効率化。

<生活流通事業>

- ・商品企画・製造、コンテンツ制作、広告・販促施策など、バリューチェーンを自社グループ内で完結させるSPA（製造小売り）機能の強化。
- ・販売チャネルとしてECマースを強化、併せて海外販売の拡大。
- ・分散している物流機能の一元管理によるサービス品質の向上。

<メディカル関連>

- ・戦略商品（Pawdre®）および新商品（Dome Port™、COMPASS guide等）の拡販。
- ・再生医療領域への挑戦。（Genocel®、Pawdre®）

(3) 成長投資と株主還元について

- (a) 成長投資と安定的な株主還元のバランスを志向します。
- (b) 成長投資については、研究開発投資、M&A投資、設備投資、人財投資など、中長期的な企業価値向上の観点から積極的に実行します。
- (c) 株主還元
 - ・減配しない（記念配当を除いて）、累進的な配当を基本といたします。
 - ・配当性向については現行の30%目安から順次切り上げ、第3次中期経営計画最終年度での35%を目指します。加えて、DOE（株主資本配当率）を指標とし、第3次中期経営計画最終年度での2.5%を目指します。なお、2025年度の配当性向は35.5%、DOEは2.5%となりました。
 - ・投資の進捗も鑑み機動的な自己株式取得を行い、総合的な株主還元を充実させてまいります。
なお、2025年度に200万株の取得・消却を実施した結果、総還元性向は69.8%となりました。

厳しさと不確実性が増す経営環境下ではありますが、RN130ビジョンを実現すべく第3次中期経営計画の達成を目指します。そして、2027年度から始まる次中長期ビジョン「CF（Create the Future）140ビジョン」で描いた「ありたい姿」の実現に向け、自社のパーカス（存在意義）を改めて見つめ直すことで、株主や顧客・従業員・サプライチェーンを始めとした各ステークホルダーから信頼され、「人が集まる」「人に選ばれる」魅力的な企業グループの創造に努めてまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）	100	100.0%	スクール・ビジネスユニフォーム素材・製品の販売
アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）	50	100.0%	スクールユニフォーム素材・製品の販売
佐藤産業株式会社（東京都千代田区）	95	100.0%	ビジネスユニフォームの販売
株式会社ニッケテキスタイル（愛知県一宮市）	22	100.0%	毛糸・ニット製品・テキスタイルの企画・販売
第一織物株式会社（福井県坂井市）	20	100.0%	超高密度織物の開発・製造・企画・販売
株式会社エフアンドエイノンワーブンズ（大阪市中央区）	100	100.0%	不織布・フェルトの製造販売
吳羽テック株式会社（滋賀県栗東市）	100	100.0%	不織布の製造販売
株式会社カンキヨーテクノ（大阪市中央区）	90	100.0%	フィルターバグの製造販売、空調フィルターの販売
株式会社ゴーセン（大阪市中央区）	100	100.0%	スポーツ用品・釣糸・産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）	50	100.0%	産業用機械の製造販売
株式会社エミー（大阪市中央区）	40	100.0%	産業資材・機械設備及び部品等の輸出入
ニッケみらい建設株式会社（神戸市垂水区）	60	100.0%	建設、宅地建物取引、ビル管理、警備
株式会社ニッケウェルネス（愛知県一宮市）	10	100.0%	スポーツ関連事業
株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市）	10	100.0%	介護事業
ニッケ商事株式会社（大阪市中央区）	35	100.0%	寝装品・手編毛糸・馬具・乗馬用品・イージーオーダースーツの販売
株式会社ニットーファミリー（神戸市中央区）	10	100.0%	保険代理店
株式会社AQUA（横浜市戸塚区）	10	100.0%	デザイン家電・インテリア用品・寝装品のネット販売・卸売
サンコー株式会社（東京都千代田区）	38	100.0%	生活家電の企画・卸売・小売
株式会社インテリアオフィスワン（さいたま市大宮区）	10	80.0%	家具・インテリア用品の企画・開発・販売

（注）当社の連結子会社は、上記の重要な子会社19社を含め57社であり、持分法適用会社は3社です。

10. 主要な事業所

営業所	本店	(神戸市中央区)	東京支社	(東京都中央区)
	本社	(大阪市中央区)		
工場	印南工場	(兵庫県加古川市)	岐阜工場	(岐阜県各務原市)
事業所	一宮事業所	(愛知県一宮市)		
商業施設	ニッケパークタウン	(兵庫県加古川市)		
	ニッケコルトンプラザ	(千葉県市川市)		

- (注) 1. 当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。
2. 当社は、2025年8月19日付で東京支社所在地を「東京都千代田区岩本町二丁目6番9号」から「東京都中央区八丁堀一丁目2番8号」に変更しております。

11. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,291名	208名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者（期中平均417名）は含んでいません。
2. 前期末比の主な増減要因は、当連結会計年度において、人とみらい開発事業で事業所再編を行ったためです。

12. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,670百万円
株式会社みずほ銀行	2,725百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,760百万円

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項 (2025年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 192,796,000株

(2) 発行済株式の総数 74,278,858株 (自己株式7,275,584株を含む)

(注) 2025年11月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,000,000株減少しております。

(3) 株主数 33,791名

（4）大株主（上位10名）

順位	株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,779	8.63
2	株式会社みずほ銀行	2,800	4.18
2	株式会社三井住友銀行	2,800	4.18
4	日清紡ホールディングス株式会社	2,763	4.12
5	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,284	3.41
6	株式会社竹中工務店	2,000	2.98
7	株式会社三菱UFJ銀行	1,814	2.71
8	日本生命保険相互会社	1,808	2.70
9	ニッケ従業員持株会	1,453	2.17
10	住友不動産株式会社	1,400	2.09

(注) 1. 当社の保有する自己株式7,275,584株は上記の表に記載しておりません。

2. 持株比率については、自己株式数を控除して算出しています。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	21,436	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、自己株式の取得により資本効率の向上を図り、ひいては企業価値・株主価値の最大化に繋げることを目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2025年6月2日から2025年11月21日までの間、東京証券取引所における自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）による買付により、2,000,000株（発行済株式総数に対する割合は2.90%）の自己株式を総額3,164,000,000円で取得いたしました。

また、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の消却を実施いたしました。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却した株式の総数 | 2,000,000株 |
| ③ 消却日 | 2025年11月28日 |

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2025年11月30日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	富田 一弥	取締役会議長
代表取締役 (社長執行役員)	長岡 豊	
取締役 (常務執行役員)	川村 善朗	人とみらい開発事業本部長 不動産開発事業統括部長
取締役 (常務執行役員)	岡本 雄博	経営戦略センター長
○ 取締役 (常務執行役員)	金田 至保	衣料織維事業本部長
取締役	若松 康裕	
取締役	宮島 青史	株式会社LogProstyle 社外取締役
取締役	加藤 之啓	日本プロセス株式会社 社外取締役
常勤監査役	藤原 浩司	
○ 常勤監査役	松本 義子	
監査役	上原 理子	弁護士（上原合同法律事務所） 住友電気工業株式会社 社外監査役
監査役	加藤 純一	公認会計士（公認会計士加藤純一事務所） 税理士（シンシア税理士法人）

- (注) 1. ○印は2025年2月21日開催の第194回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役および監査役です。
2. 取締役 日原邦明氏は、2025年2月21日開催の第194回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 監査役 大橋一宏氏は、2025年2月21日開催の第194回定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
4. 取締役 若松康裕、宮島青史および加藤之啓の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
5. 監査役 上原理子および加藤純一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
6. 常勤監査役 藤原浩司および松本義子の両氏は、長年にわたり当社管理部門にて企画や管理、財務、会計業務に携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役 加藤純一氏は、公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 取締役 若松康裕、宮島青史および加藤之啓ならびに監査役 上原理子および加藤純一の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人（なお、被保険者は保険料を負担しておりません。）

②当該保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。

③当該保険契約により職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

補償する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、独立した社外取締役が過半数を占めるアドバイザリーボード（任意の指名・報酬委員会）の諮問を経て、2022年1月14日開催の取締役会において役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、同年2月25日より適用しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、アドバイザリーボードからの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役・監査役・取締役を兼務しない執行役員（以下、「役員」という。）の報酬等については、定額である「固定報酬」と業績連動である「年次業績に関連付けた業績運動報酬」及び「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績運動報酬」、株式を割当てる「株式報酬」で構成する。

a. 「固定報酬」

役員の職位に基づき定額とする。

b. 「年次業績に関連付けた業績運動報酬」

連結ベースの営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、過年度実績をベースとした目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。

c. 「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績運動報酬」

連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、中期経営計画で策定した各年度の目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。なお、中期経営計画が策定されていない年度は、単年度計画を目標値とする。

d. 「株式報酬」

役員の職位に基づき、株式報酬として譲渡制限付株式を割り当てる。譲渡制限期間は取締役会があらかじめ定める地位からの退任日までとする。

e. 支給割合は、役員の職位に基づき定め、概ね固定報酬50%・業績運動報酬30%・株式報酬20%とする。業績運動報酬30%の内訳については「年次業績に関連付けた業績運動報酬」20%・「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績運動報酬」10%とする。

f. 取締役会長、取締役会議長の支給割合は概ね固定報酬80%・株式報酬20%とする。社外取締役、監査役の報酬については固定報酬のみとする。

g. 固定報酬については、毎月支給するものとする。業績運動報酬については、一定額を毎月均等に固定報酬と併せて支給するとともに、決算賞与として毎年2月の株主総会後に支給する。株式報酬については、毎年2月の株主総会後の取締役会における割当決議に基づき、その1ヶ月以内に譲渡制限付株式を割り当てる。

h. 各役員の個人別の報酬額等については、アドバイザリーボードの諮問を経た配分方針に則り、取締役会から一任された代表取締役が業績貢献度（対計画、対前年比、貢献度など）を加味し、最終決定する。

事業報告

②当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	215百万円	133百万円	52百万円	29百万円	9名
(うち社外取締役)	(18百万円)	(18百万円)	(一)	(一)	(3名)
監査役	49百万円	49百万円	—	—	5名
(うち社外監査役)	(12百万円)	(12百万円)	(一)	(一)	(2名)
合計	264百万円	183百万円	52百万円	29百万円	14名
(うち社外役員)	(30百万円)	(30百万円)	(一)	(一)	(5名)

(注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額25百万円を含んでいます。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益であり、その目標および実績は下表のとおりです。当該指標を選択した理由は、企業の持続的成長には毎年、着実に過年度を上回るとともに、中長期に設定した目標を達成することが重要であると考えたためです。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、当該指標の達成率等に基づき加減算を行い算定されております。

(単位：百万円)	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
前連結会計年度実績	115,438	11,640	12,098	8,970
目標（第3次中期経営計画2年目）	120,000	12,000	12,400	7,800
当連結会計年度実績	119,377	11,913	12,967	9,090

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「**1. 株式に関する事項**（5）当該事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

4. 取締役の報酬等の総額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

また、これとは別枠で、2022年2月25日開催の第191回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内かつ割り当てる当社普通株式の総数を年100,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

5. 監査役の報酬等の総額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額80百万円以内（うち社外監査役分16百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

6. 取締役会は、代表取締役 社長執行役員 長岡豊氏に対し、各取締役の基本報酬（固定報酬）及び非金銭報酬等の額並びに各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、アドバイザリーボードがその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の状況」に記載のとおりです。

なお、社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数/開催回数		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外 取締役	若松 康裕	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に倉庫業界における他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 またアドバイザリーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。
	宮島 青史	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に不動産業界における他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 またアドバイザリーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。
	加藤 之啓	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に自動車関連業界における他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 またアドバイザリーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。
社外 監査役	上原 理子	11回/12回中	12回/12回中	法律に精通した弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会で適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。
	加藤 純一	12回/12回中	12回/12回中	財務・会計・税務に精通した公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会で適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

(注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. ひびき監査法人は、PKF Internationalのメンバーファームであり、当社の海外における一部の重要な連結子会社の会計監査を、PKF International メンバーファームが行っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M&A案件に係る買収前財務調査です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、重大な問題があると判断される場合や会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、有効性、効率性等において、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

III 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、後記の「業務の適正を確保するための体制」を2015年3月27日開催の取締役会にて改定し、下記要のとおり運用してきました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めます。

1. 業務の適正を確保するための体制

2015年3月27日開催の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②社外取締役を選任し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- ③社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- ④取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、インターネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑥「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
- ⑦監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
- ⑨金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- ②グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与える、保存および管理する。
- ③取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- ②リスク管理委員会を設置し、各々のリスクに係わる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- ③「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- ④有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
- ⑤不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画（B C P）」を策定し、役職員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を選任し、適正な取締役員数をもって構成する。
- ②執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- ③社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
- ④各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- ⑤事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①グループ各社は当社各事業部門管理のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
- ②当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- ③グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- ④グループ各社役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
- ⑤定期的に監査役、内部監査部門、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用者を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用者を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ②監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また、重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
- ③監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また、監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
- ④代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- ⑤当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

2. 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<経営理念>

当社は、「人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。」を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様から更なる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

<職務執行>

- ・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。
- ・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。
- ・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設置しており、当期中に3回開催しています。
- ・取締役会の実効性を評価するため、取締役会出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施し、課題の整理を行っています。

<グループリスク管理>

- ・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」(年2回開催)を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても隨時「(事業部／各社) リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。
- ・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の2ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。
- ・当社グループでは、不測緊急時における情報の収集と伝達、必要度合いに応じた対策本部の設置、情報の公開などの対応方針を定めております。

<グループ管理体制>

- ・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」(月1回以上開催)や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。
- ・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された決裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。
- ・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

<監査役の職務遂行>

- ・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。
- ・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。
- ・当社監査役は、代表取締役と年2回、会計監査人および内部監査部門と毎月1回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様に委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

(1) 企業価値向上への取組み

当社は1896年の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日では、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念のもと、「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置付け、約60社からなる企業グループとして多種多様な事業を展開しています。

当社グループは、2017年度を初年度とする中長期ビジョン「RN130ビジョン」において、10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。

「RN130 第2次中期経営計画（2021～2023年度）」では、事業再編に伴う売上縮小をM&Aで補うと共に、コロナ禍や地政学リスク等急激な環境変化におけるコスト増を生産性向上や事業再編による利益率向上施策でカバーし、各年度とも増収・営業利益増益となりました。

RN130ビジョンの最終フェーズである「第3次中期経営計画（2024～2026年度）」では、グループビジョンに掲げる「みらい生活創造企業」の具現化を目指し、着実に「前年よりも成長」し、更なる企業価値向上に向けて過去最高の売上・各利益の更新することを目標として、取り組んでおります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社はかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、2004年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」（定例会合は年2回開催）を設置し、2006年から社外取締役を選任するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。

なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の3分の1以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また監査役監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計監査人とも定期的な懇談を実施しています。

引き続き、コーポレートガバナンス・コードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

当社グループは2026年12月に創立130周年を迎えます。伝統を大切にしながらも立ち止まらずに革新と挑戦を重ね、環境に合わせてしなやかに変化し成長してきました。創業からの継続的な取り組みの積み重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持って未開の分野にチャレンジし続け、「みらい生活創造企業」を目指していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、中長期的な視点に立って当社グループの各事業を持続的に発展させていくことが必要であると考えています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2024年2月22日開催の第193回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入しました。本プランは大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするため、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要となる大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、更には株主の皆様に熟慮に必要な時間を確保するものです。

（1）本プランが対象とする大規模買付行為

以下の①から③までのいずれかに該当する行為またはこれらに類する行為

- ①当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- ②当社が発行する株券等について公開買付に係る株券等保有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者若しくは特別利害関係者が、当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらのものが共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

(2) 本プランの概要

①大規模買付ルールの概要

(i) 意向表明書の提出

大規模買付者が当社取締役会の賛同を得ずに大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に所定の事項を記載した「意向表明書」の提出を要請します。

(ii) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の提供を要請します。

(iii) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日間を上限（対価を現金（円貨）のみとする場合は60日間を上限）とする取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様に公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(iv) 特別委員会による勧告

特別委員会（後述4. (2) 参照）は、取締役会評価期間内に、上記（iii）の取締役会による評価、検討、交渉、代替案の提案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告をします。

②大規模買付行為がなされた場合の対応

(i) 大規模買付ルールが遵守されない場合

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守せず、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反行為が是正されない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であること、その他特段の事由がある場合を除き、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議があります。

4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、株主の皆様にとって検討に必要となる情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることを目的として導入しています。したがいまして、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害するなど、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、独立性の高い社外取締役で構成された「特別委員会」を設置しています。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものです。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付していますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映することが可能となっています。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

また、当社取締役会が(i) 対抗措置の発動を実施する場合、または(ii) 特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を勧告した場合には、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとしております。

このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止ならびに対抗措置の発動には株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

V 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。

創立130周年に向けた「RN130ビジョン」の最終フェーズとなる「RN130 第3次中期経営計画」においては、成長投資と株主還元のバランスを志向し、株主還元の強化として以下を掲げております。

<株主還元方針>

- ・減配しない（記念配当を除いて）、累進的な配当を基本とする。
- ・配当性向については、現行の30%目安から順次切り上げ、第3次中計最終年度での35%を目指す。加えて、DOE（株主資本配当率）を指標とし、第3次中計最終年度での2.5%を目標とする。
- ・投資の進捗も鑑みて機動的な自己株式取得を行い、総合的な株主還元を充実させる。

当期につきましては、2026年1月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。なお、中間配当金として1株につき金17円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき金47円（前期比7円増配）となります。

<期末配当に関する事項>

① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円
配当総額 2,010,098,220円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月5日

(注) 当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議に加えて、取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めており、2024年11月期の期末配当から決議機関を取締役会とすることを決議いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	92,689
現金及び預金	29,023
受取手形、売掛金及び契約資産	27,637
有価証券	2,300
商品及び製品	18,955
仕掛品	6,738
原材料及び貯蔵品	5,046
その他	3,067
貸倒引当金	△80
固定資産	97,067
有形固定資産	52,839
建物及び構築物	26,146
機械装置及び運搬具	6,959
土地	18,552
建設仮勘定	481
その他	699
無形固定資産	1,858
のれん	440
その他	1,417
投資その他の資産	42,369
投資有価証券	37,066
長期貸付金	2
破産更生債権等	50
長期前払費用	214
退職給付に係る資産	1,840
繰延税金資産	1,533
その他	1,744
貸倒引当金	△83
資産合計	189,756

科目	金額
負債の部	
流動負債	35,433
支払手形及び買掛金	9,783
短期借入金	11,602
1年以内償還予定の社債	18
未払法人税等	2,398
賞与引当金	2,037
製品保証引当金	138
その他の引当金	3
その他	9,450
固定負債	22,170
社債	23
長期借入金	2,600
繰延税金負債	8,897
退職給付に係る負債	2,283
長期預り敷金保証金	6,983
資産除去債務	283
その他	1,099
負債合計	57,603
純資産の部	
株主資本	113,712
資本金	6,465
資本剰余金	3,910
利益剰余金	110,766
自己株式	△7,430
その他の包括利益累計額	17,942
その他有価証券評価差額金	15,144
繰延ヘッジ損益	154
為替換算調整勘定	1,283
退職給付に係る調整累計額	1,359
非支配株主持分	498
純資産合計	132,152
負債及び純資産合計	189,756

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	119,377
売上原価	85,107
売上総利益	34,269
販売費及び一般管理費	22,355
営業利益	11,913
営業外収益	
受取利息	73
受取配当金	904
為替差益	76
持分法による投資利益	103
貸倒引当金戻入額	68
付加価値税還付金	212
その他	253
	1,692
営業外費用	
支払利息	145
租税公課	133
減価償却費	17
社宅経費	79
その他	262
	638
経常利益	12,967
特別利益	
投資有価証券売却益	995
受取補償金	177
	1,173
特別損失	
減損損失	30
事業構造改善費用	846
	877
税金等調整前当期純利益	13,262
法人税、住民税及び事業税	4,109
法人税等調整額	34
	4,144
当期純利益	9,118
非支配株主に帰属する当期純利益	27
親会社株主に帰属する当期純利益	9,090

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,465	3,985	106,527	△6,346	110,632
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△2,828	—	△2,828
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	9,090	—	9,090
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△3,165	△3,165
自 己 株 式 の 処 分	—	0	—	0	0
自 己 株 式 の 消 却	—	△19	△2,023	2,042	—
譲渡制限付株式報酬	—	19	—	37	57
連結子会社株式の追加 取得による持分の増減	—	△75	—	—	△75
連結会計年度中の変動額合計	—	△75	4,239	△1,084	3,079
当 期 末 残 高	6,465	3,910	110,766	△7,430	113,712

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 へ ッ 損	延 ジ 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	10,755	△71	1,040	443	12,167	930	123,730	
連結会計年度中の変動額								
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	4,389	226	242	916	5,775	△432	5,342	
連結会計年度中の変動額合計	4,389	226	242	916	5,775	△432	8,422	
当 期 末 残 高	15,144	154	1,283	1,359	17,942	498	132,152	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称

(株)ナカヒロ、アカツキ商事(株)、佐藤産業(株)、(株)ニッケテキスタイル、第一織物(株)、(株)エフアンドエイノンウーブンズ、吳羽テック(株)、(株)カンキヨーテクノ、(株)ゴーセン、(株)ニッケ機械製作所、(株)エミー、ニッケみらい建設(株)、(株)ニッケウェルネス、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケ商事(株)、ミヤコ商事(株)、(株)AQUA、サンコー(株)、(株)インテリアオフィスワンほか

② 連結の範囲の変更

連結子会社である芳珠精密加工(香港)有限公司及び三和氷子香港有限公司は、2025年2月4日付で芳珠精密加工(香港)有限公司を存続会社とする吸収合併を行っている。

清算のため、その他1社を連結の範囲から除外している。

③ 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

(株)カコテクノスほか

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

Kureha Thailand Co.,Ltd.ほか

② 持分法適用の範囲の変更

該当事項はない。

③ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)カコテクノスほか

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

④ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

デリバティブ

……時価法

棚卸資産

商品、製品、原材料、貯蔵品……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

販売用不動産 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金 ……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上している。

製品保証引当金……将来の保証費用の支出に備えるため、個別案件に対して今後必要と見込まれる金額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約取引

製品輸出による外貨建売上債権、商品・原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

(a) 衣料繊維事業

衣料繊維事業においては、主に繊維製品の製造、加工及び販売等を行っている。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。

ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。また、国内販売については、顧客の要望によること、通常と同じ代金回収であること等の一定の要件を満たした場合には、未出荷であっても顧客との合意に基づき収益を認識している。

(b) 産業機材事業

産業機材事業においては、主に繊維資材製品の製造、加工及び販売、産業機械の設計及び製造販売等を行っている。

i) 繊維資材製品製造販売等

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

ii) 産業機械製造販売等（工事契約）

工事契約に係る収益には、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っている。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生したコストに基づいたインプット法により行っている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額的重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

(c) 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業においては、主に商業施設の開発や賃貸、運営管理・受託、介護事業・保育事業等を行っており、これらは国内のみの取引となっている。

i) 不動産開発（工事契約）

工事契約に係る収益には、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っている。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生したコストに基づいたインプット法により行っている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額的重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

ii) 不動産賃貸

不動産賃貸に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

iii) 不動産運営管理・受託、介護事業・保育事業等（役務、サービス等の提供）

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識している。

iv)商業施設運営管理

出店契約に係る収益には、顧客との契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識し、出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

(d) 生活流通事業

生活流通事業においては、主に生活用品の製造販売等を行っている。当該販売については顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した金額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用している。

のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はない。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はない。

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用している。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微である。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はない。

4. 会計上の見積りに関する注記

税効果会計

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

　　繰延税金資産 1,533百万円

　　繰延税金負債 8,897百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

　　繰延税金資産、繰延税金負債

事業計画を基礎とした収益力に基づく将来の課税所得の見積り、一時差異及び税務上の繰越欠損金解消時期のスケジューリング等を行い、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

連結計算書類

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりである。

受取手形	8,692百万円
売掛金	18,070百万円
契約資産	874百万円

- (2) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	111百万円	(55) 百万円
土地	234百万円	(35) 百万円
計	346百万円	(91) 百万円

担保されている債務

短期借入金	1,100百万円	(-) 百万円
長期借入金	800百万円	(800) 百万円
計	1,900百万円	(800) 百万円

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 105,067百万円

- (4) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりである。

契約負債	1,011百万円
------	----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	74,278,858株
------	-------------

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月10日 取締役会	普通株式	1,655	24	2024年11月30日	2025年2月3日
2025年7月11日 取締役会	普通株式	1,173	17	2025年5月31日	2025年8月19日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年1月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,010	30	2025年11月30日	2026年2月5日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運用資金については短期的な預金に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っている。

借入金の用途は運転資金（主に短期）及び設備投資資金（長期）である。なお、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
① 有価証券及び投資有価証券	33,467	33,469	1
② 長期貸付金	2	2	△0
③ 長期借入金	(3,670)	(3,626)	43
④ 長期預り敷金保証金	(6,983)	(6,063)	919
⑤ 社債	(41)	(40)	0
⑥ デリバティブ取引	261	261	—

(*) 負債で計上されているものについては、() で表示している。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。
 2. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでいる。
 3. 社債は1年内償還予定の社債を含んでいる。
 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。
 5. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,811百万円）及び非上場の関係会社株式（連結貸借対照表計上額4,087百万円）は、市場価格のない株式等であるため、①有価証券及び投資有価証券には含めていない。

連結計算書類

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	31,167	—	—	31,167
デリバティブ取引				
通貨関連	—	261	—	261
資産計	31,167	261	—	31,429

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	2,301	—	2,301
長期貸付金	—	2	—	2
資産計	—	2,304	—	2,304
社債	—	40	—	40
長期借入金	—	3,626	—	3,626
長期預り敷金保証金	—	6,063	—	6,063
負債計	—	9,731	—	9,731

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

8. 貸借等不動産に関する注記

(1) 貸借等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都、千葉県、兵庫県、大阪府その他の地域において、商業施設（ショッピングセンター）、賃貸用オフィスビルなどを所有している。

(2) 貸借等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
17,302	92,245

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額である。

連結計算書類

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	連結 損益計算書 計上額
	衣料繊維 事業	産業機材 事業	人とみらい 開発事業	生活流通 事業	合計		
売上高							
(1) 顧客との契約から生じる収益	30,201	35,028	22,855	23,199	111,285	3,988	115,273
(2) その他の収益 (注2)	81	148	3,823	—	4,053	49	4,103
計	30,282	35,177	26,679	23,199	115,338	4,038	119,377

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機器販売等を含んでいる。

2. 「その他の収益」はリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等である。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(3) 会計方針に関する事項④ その他 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	29,790
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	26,763
契約資産（期首残高）	1,172
契約資産（期末残高）	874
契約負債（期首残高）	995
契約負債（期末残高）	1,011

契約資産は、主に機械設計及び建設業に係る顧客との請負契約について、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものである。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられる。

契約負債は、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略している。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,964円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	132円27銭

計算書類

貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	15,961
現金及び預金	41,659	支払手形	0
電子記録債権	12,919	電子記録債務	476
売掛金	39	買掛金	622
有価証券	10,649	短期借入金	5,680
商品及び製品	2,300	未払金	3,686
仕掛品	3,439	未払費用	494
原材料及び貯蔵品	3,868	未払法人税等	927
前払費用	2,413	預り金	2,662
短期貸付金	65	賞与引当金	665
その他	5,025	その他	746
貸倒引当金	951		14,746
	△11	長期借入金	300
固定資産	88,272	繰延税金負債	6,761
有形固定資産	36,736	退職給付引当金	994
建物	21,398	長期預り敷金保証金	6,440
構築物	1,346	資産除去債務	239
機械装置	3,086	その他	11
車両運搬具	6		30,708
工具、器具及び備品	237		
土地	10,494	純資産の部	
建設仮勘定	165	株主資本	86,064
無形固定資産	961	資本金	6,465
ソフトウエア	916	資本剰余金	5,064
その他	45	資本準備金	5,064
投資その他の資産	50,574	利益剰余金	81,964
投資有価証券	28,194	利益準備金	1,616
関係会社株式	20,615	その他利益剰余金	80,348
出資金	3	損失補填準備積立金	680
関係会社出資金	400	配当引当積立金	930
破産更生債権等	1,090	従業員退職給付基金	1,466
長期前払費用	161	圧縮記帳積立金	2,030
前払年金費用	850	別途積立金	37,950
その他	349	繰越利益剰余金	37,291
貸倒引当金	△1,090		△7,430
		自己株式	
資産合計	129,932		13,159
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	13,012
		繰延ヘッジ損益	146
		純資産合計	99,223
		負債及び純資産合計	129,932

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

計算書類

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	29,277
売上原価	19,813
売上総利益	9,464
販売費及び一般管理費	4,751
営業利益	4,712
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,799
為替差益	0
その他	88
	3,888
営業外費用	
支払利息	62
租税公課	115
減価償却費	17
社宅経費	58
その他	118
	371
経常利益	8,229
特別利益	
投資有価証券売却益	895
受取補償金	251
	1,147
特別損失	
減損損失	15
貸倒引当金繰入額	273
事業構造改善費用	301
	590
税引前当期純利益	8,785
法人税、住民税及び事業税	1,645
法人税等調整額	120
当期純利益	7,019

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金計
	資本準備金	その他の資本剰余金	自己株式処分差益	
当期首残高	6,465	5,064	—	5,064
事業年度中の変動額 剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0
自己株式の消却	—	—	△19	△19
譲渡制限付株式報酬	—	—	19	19
積立金の積立	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	6,465	5,064	—	5,064

(単位：百万円)

利益準備金	株主資本			
	利益剰余金			
	その他の利益剰余金			
当期首残高	1,616	680	930	1,466
事業年度中の変動額 剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	—
積立金の積立	—	—	—	277
積立金の取崩	—	—	—	△104
事業年度中の変動額合計	—	—	—	173
当期末残高	1,616	680	930	1,466
				2,030

計算書類

(単位：百万円)

	株主資本						
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	291	37,950	35,005	79,796	△6,346	84,980	
事業年度中の変動額 剰余金の配当	—	—	△2,828	△2,828	—	△2,828	
当期純利益	—	—	7,019	7,019	—	7,019	
自己株式の取得	—	—	—	—	△3,165	△3,165	
自己株式の処分	—	—	—	—	0	0	
自己株式の消却	—	—	△2,023	△2,023	2,042	—	
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	—	37	57	
積立金の積立	—	—	△277	—	—	—	
積立金の取崩	△291	—	395	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	△291	—	2,286	2,168	△1,084	1,083	
当期末残高	—	37,950	37,291	81,964	△7,430	86,064	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,782	37	8,820	93,800
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	4,230	109	4,339	4,339
事業年度中の変動額合計	4,230	109	4,339	5,423
当期末残高	13,012	146	13,159	99,223

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブ

..... 時価法

③棚卸資産

製品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上している。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約取引

原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

②収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

(a) 衣料繊維事業

衣料繊維事業においては、主に繊維製品の製造、加工及び販売等を行っている。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。

ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

また、国内販売については、顧客の要望によること、通常と同じ代金回収であること等の一定の要件を満たした場合には、未出荷であっても顧客との合意に基づき収益を認識している。

(b) 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業においては、主に不動産の賃貸等を行っており、これらは国内のみの取引となっている。

当該不動産賃貸等に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

③退職給付会計の会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はない。

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日) を当事業年度の期首から適用している。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響は軽微である。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はない。

4. 会計上の見積りに関する注記

税効果会計

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 6,761百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記 税効果会計」の内容と同一であるため記載を省略している。

計算書類

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	55百万円	(55) 百万円
土地	35百万円	(35) 百万円
計	91百万円	(91) 百万円

担保されている債務

長期借入金	800百万円	(800) 百万円
計	800百万円	(800) 百万円

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

72,580百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権

12,491百万円

関係会社に対する長期金銭債権

1,078百万円

関係会社に対する短期金銭債務

3,409百万円

関係会社に対する長期金銭債務

53百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	13,612百万円
仕入高	6,577百万円
営業取引以外の取引高	91百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 7,275,584株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	89百万円
未払事業税	58百万円
退職給付引当金	312百万円
貸倒り引当金	337百万円
投資有価証券評価損	1,429百万円
減価償却超過額及び減損損失	1,147百万円
その他	781百万円
繰延税金資産小計	4,156百万円
評価性引当額	△1,781百万円
繰延税金資産合計	2,375百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△931百万円
その他有価証券評価差額金	△5,946百万円
前払年金費用	△79百万円
繰延ヘッジ損益	△65百万円
土地評価差額金	△2,047百万円
その他	△65百万円
繰延税金負債合計	△9,137百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△6,761百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したこと
に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになった。

これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産
については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算している。

なお、この税率変更による影響は軽微である。

計算書類

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	名称	議決権 所有割 合(%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)ナカヒロ	直接 100.00	有	当社毛織物の販 売 当社所有建物を 賃貸 運転資金の融資	毛織物の販売 建物の賃貸借	5,008	売掛金	2,990
子会社	アカツキ商事(株)	直接 100.00	有	当社毛織物の販 売 当社所有建物を 賃貸 運転資金の融資	毛織物の販売 建物の賃貸借	3,742	売掛金	2,570
子会社	(株)ニッケライフ	直接 100.00	有	運転資金の融資 当社所有土地・ 建物を賃貸	利息の受取	8	短期貸付金	42
							破産・更生債 権等	1,078
子会社	呉羽テック(株)	直接 100.00	有	運転資金の融資 当社所有建物を 賃貸	グループ金 融(貸付の回 収) 利息の受取	2,000 12	短期貸付金	1,200

- (注) 1. 毛織物の販売については、市場価格を勘案し、毎期交渉の上、決定している。
 2. グループ金融については、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定している。
 3. グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載
 している。
 4. (株)ニッケライフに対する破産・更生債権等については、貸倒引当金1,078百万円を計上している。

計算書類

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,480円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円14銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月14日

日本毛織株式会社
取締役会御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐浩一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 藤田貴大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 ト部陽士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月14日

日本毛織株式会社
取締役会御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐浩一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 藤田貴大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 ト部陽士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第195期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第195期事業年度の取締役等の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人（ひびき監査法人）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役等や内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として当監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、各社の取締役等及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2026年1月15日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役	藤 原 浩 司	㊞
常勤監査役	松 本 義 子	㊞
社外監査役	上 原 理 子	㊞
社外監査役	加 藤 純 一	㊞

以 上

株主総会会場ご案内

会 場

大阪市中央区瓦町三丁目3番10号



ニッケ大阪ビル 2階ホール



■ アクセス

地下鉄御堂筋線「本町」駅①号出口
徒歩約5分

- 会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

